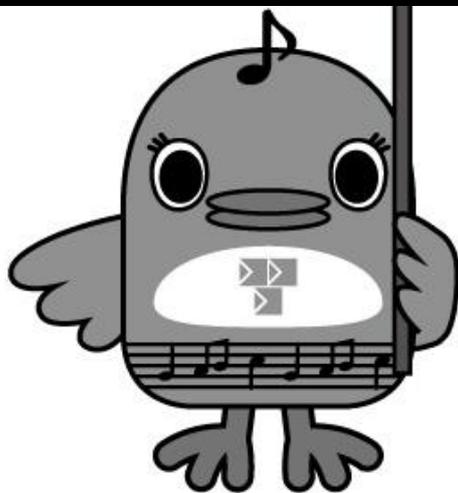


せいかつ ほ ご 生活保護のしおり



このしおりは、あなたやあなたの^{かぞく}家族が^{びょうき}病気や^{こうれいとう}高齢等により^{せいかつ}生活
が^{くる}苦しくなったとき、^{せいかつ ほ ご}生活保護^{せいど}制度があることを知っていただくた
めに、^{せいかつ ほ ご}生活保護のしくみをわかりやすく^か書いたものです。

もし生活にお困りのことがありましたら、^{した}下に^か書いてある^{せいかつそう}生活相
^{だんか}談課が^{そうだんまどぐち}相談窓口になっていますので、^{れんらく}ご連絡ください。

(令和6年12月改訂版)

ならしのし けんこうふくしぶ せいかつそうだんか
習志野市 健康福祉部 生活相談課

〒275-8601 ならしのし さぎぬま
習志野市 鷺沼 2-1-1

TEL 047-453-9205 (せいかつそうだんか ちよくつう
生活相談課 直通)

1. 生活保護とは…

生活保護は生活に困窮している世帯に対し、憲法第25条の理念に基づき、国が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障するための制度です。同時に自立をはかることがこの法の目的となっています。法律に定められた要件等を満たしている人は、だれでも平等に保護を受けることができます。(生活保護法第1条・2条)

2. 法律で定められた要件等とは…

①資産、②能力 その他あらゆるものをまず最低生活の維持のために活用することを要件としています。また、③民法に定められている扶養義務者の扶養を受けることや④生活保護法以外の法律により扶助される場合はこれらを優先して行うこと(他法優先)となっています。(生活保護法第4条)

①資産の活用

土地、家屋、貴金属、預貯金、生命保険、自動車・自動2輪、その他処分価値の高い資産については、まず生活のために活用していただくことになっています。ただし、現在お住まいの住宅や障害のため必要な自動車などは、一定の条件のもとで保有が認められる場合もあります。

②能力活用

世帯のなかで働く能力のある方は、その能力を活用していただきます。

③扶養義務者の扶養

扶養を行うことが期待できる扶養義務者(父母、子、兄弟姉妹、祖父母、孫など)がいる場合は、その扶養を優先します。なお、親族の扶養は可能な範囲の援助を行うものであり、援助可能な親族がいることによって、生活保護の利用ができないということにはなりません。

※扶養義務の履行が期待できない方には照会を見合わせることもあります。DVや虐待、生活歴等から特別な事情がある場合にはお申し出ください。

④他法優先

社会保険、雇用保険、各種年金、恩給、労災、手当等、生活保護法以外の制度が活用できる場合はそれを優先します。

※ なお、暴力団員である場合は生活保護の受給はできません。

3. 生活保護を受けるには…

まず、庁舎1階にある生活相談課にお越しいただき、ケースワーカー（担当員）が生活の相談を受けます。相談の結果、生活保護を希望する場合は申請していただきます。

申請できる方は、生活に困窮している方（要保護者）、その扶養義務者、またはその他の同居の親族の方です。

申請されると、ケースワーカーが家庭訪問や保護の要件について調査をし、14日以内（調査に日時を要する場合は30日以内）に保護の決定をし、通知します。

4. 生活保護の種類と主な内容

保護の種類は次の8つの扶助があり、必要な扶助を認定し、支給します。

（1つ1つの扶助を選んで申請することはできません。）

- ① 生活扶助（食費、被服費、光熱水費等の生活費が年齢別、世帯構成別、地域別等の需要により支給されます。）
- ② 住宅扶助（家賃、地代等や家屋の補修費用が限度額内で支給されます。）
- ③ 教育扶助（義務教育に必要な学用品の購入、学校給食費等が支給されます。）
- ④ 介護扶助（介護サービスが必要な時、介護保険の自己負担分や65歳未満の場合、介護保険に準じた介護サービスを受けることができます。）
- ⑤ 医療扶助（病気やけがで医療が必要な時、健康保険に準じた医療を受けることができます。）
- ⑥ 出産扶助（病院、助産所等での分娩費用等が支給されます。）
- ⑦ 生業扶助（小規模の事業を営むための資金、技能習得費、就職支度費、高等学校等就学費等が支給されます。）
- ⑧ 葬祭扶助（被保護世帯が葬祭を行う場合、火葬、埋葬料等を限度額内で支給されます。）

5. 生活保護費の支給方法

保護費は国が決められている「最低生活費」とあなたの世帯の収入を比べて、その足りない分が支給されます。

また、保護費は原則として、金銭給付により支給しますが、医療扶助および介護扶助については、現物給付により、医療機関や介護事業者へ直接費用を支払います。

保護費の支給については、たとえば、最低生活費が10万円と認定され、収入が8万円あった場合、残りの2万円が保護費として支給されます。

なお、働いて得た給料などの稼働収入については、交通費や健康保険料などの実費を控除するとともに、勤労にもなって増加する生活費を補うための勤労

控除（※基礎控除）を差し引いた額を収入として認定します。

※基礎控除：稼働収入の額により控除額が決まっています。月15,000円以下の収入の場合は全額控除されます。月10万円の場合、23,600円が控除されます。

最低生活費 200,000円	
収入認定額 76,400円	支給される保護費 123,600円
就労収入100,000円 - 基礎控除23,600円	

収入 100,000円

この部分が収入から控除され保護費が増えています。

6. 被保護者の権利と義務

保護を受ける人（被保護者）には次の権利と義務が生じます。

<権利>

- ① 正当な理由がなければ、すでに決定された保護を、不利益に変更されることはありません。
- ② 保護金品に対し、租税その他の公課を課せられることはありません。
- ③ 保護金品を差し押さえられることはありません。
(以上、生活保護法第56、57、58条)
- ④ 保護の決定や処分に対し、不服のある場合は、千葉県知事に対し、審査請求（不服申し立て）をすることができます。
(生活保護法第64条)

<義務>

- ① 被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持、向上に努めなければなりません。
- ② 保護の実施機関が、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければなりません。
- ③ 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければなりません。
- ④ 被保護者が資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、速やかにその受けた保護金品の範囲内において返還しなければなりません。
(以上、生活保護法第60、61、62、63条)

7. 保護申請に必要な書類

保護は申請があつて初めて開始することができます。(ただし、急迫した場合は、申請がなくても開始することが可能です。)

保護申請時には、次の書類が必要となります。

(申請時に書類がすべてそろわなくても、申請を受け付けています。)

<input type="checkbox"/> 保護申請書	<input type="checkbox"/> 収入申告書	<input type="checkbox"/> 申告書	<input type="checkbox"/> 同意書	<input type="checkbox"/> 扶養調査票
(上記については生活相談課の窓口 ^{せいかつそうだんか まどぐち} に用紙 ^{ようし} が置いてあります。)				
<input type="checkbox"/> 給与証明書 (給与明細書)	<input type="checkbox"/> 家賃証明書 (家賃契約書、家賃の領収書)			
<input type="checkbox"/> 健康保険証又は (健康保険の保険者が発行した) 資格確認書	<input type="checkbox"/> 介護保険証			
<input type="checkbox"/> 年金、各種手当の証書や手帳	<input type="checkbox"/> 障害者手帳			
<input type="checkbox"/> 預貯金通帳 (家族全員の分)	<input type="checkbox"/> 生命保険証書	<input type="checkbox"/> 印鑑		
<input type="checkbox"/> その他 ()				

あなたの地区の担当 (ケースワーカー) は _____ です。